

出水期における水位上昇対応について

(滋賀県水防計画における河川管理者の対応)

I. 水防について

1 市町および県の水防責任

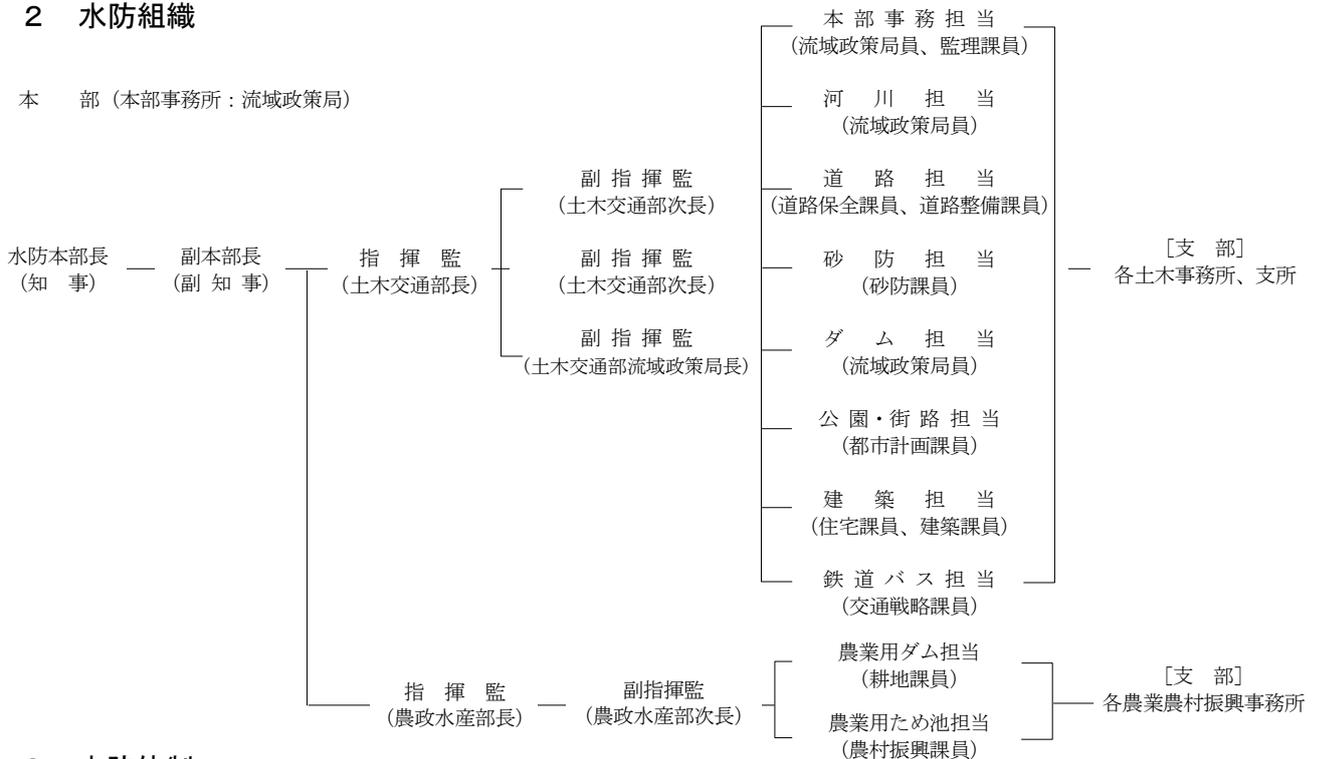
(1) 市町の水防責任(水防法第3条)

市町は、その区域における水防を十分に果すべき責任を有する。

(2) 県の水防責任(水防法第3条の6)

県は、その市町が行う水防が十分に行われるように確保すべき責任を有する。

2 水防組織



3 水防体制

彦根地方気象台から水防関係気象注意報の通知を受けたときは水防体制に入る。

種類 (滋賀県地域防災計画)	種類	時期	配備体制
災害警戒準備体制	第一配備体制	1号 彦根地方気象台から水防関係気象注意報の通知を受けたとき	少数の人数による体制 ・情報の収集および連絡 ・事態の推移によって体制を強化 ----- 災害が発生した場合にも対処できる体制
災害警戒体制		2号 彦根地方気象台から水防関係気象警報の通知を受けたとき	
警戒本部体制			
災害対策本部体制	第二配備体制	水防活動を必要とする事態の発生が予想されるとき	所属人員の約半数での体制
	第三配備体制	事態が切迫し、危険性が大で、第二配備体制では処理しかねると認められたとき	所属人員全員での体制

II. 河川管理者の対応について

1 雨量、水位の観測および公表

滋賀県で管理する雨量観測所、水位観測所の観測値については、インターネットにより「滋賀県土木防災情報システム」で公表（雨量 116 箇所、水位 105 箇所）している。

2 水防法に基づく水位情報の通知

洪水により相当な損害を生ずるおそれがあるものとして指定した河川について、下表のとおり河川毎に水位を設定し、その水位に応じて「滋賀県土木防災情報システム」で水位情報を市町等に通知している。

「滋賀県土木防災情報システム」で水位情報を市町等に通知

	水防警報河川 ^(※1) (日野川など 8 河川)	洪水予報河川 ^(※2) (姉川など 6 河川)	水位周知河川 ^(※3) (草津川など 10 河川)
氾濫危険水位 〔市町長の避難指示の 発令判断の目安〕		○	○
避難判断水位 〔市町長の高齢者等避難の 発令判断の目安〕		○	○
氾濫注意水位 (水防団出動の目安)	○	○	
水防団待機水位 (水防団待機の目安)	○		

(※1) 水防警報河川：水防を行う必要がある旨を市町に警告するため、水防警報を行う河川

(※2) 洪水予報河川：市町が行う避難情報の発令判断に資するため、洪水予報を行う河川

(※3) 水位周知河川：市町が行う避難情報の発令判断に資するため、水位情報の通知および周知を行う河川

3 洪水対応ホットライン

「洪水対応ホットライン」とは、平成 28 年 8 月台風による豪雨災害で市町村長が河川の状況を的確に把握することができない状況の下で、甚大な被害が生じる事態が発生したことを踏まえ、河川管理者が市町長の避難等に関する判断を支援するため、全国的に構築された仕組み。

滋賀県では、平成 29 年度より実施しており、洪水時に各土木事務所長等から市町長等に対して、河川水位等の情報を直接伝達している。

洪水対応ホットラインによる情報伝達の実績

	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
回数	101 回	30 回	12 回	11 回	13 回	15 回	1 回 [※]

※令和 5 年 6 月 23 日時点の実績

<参考> 洪水予報河川における洪水予測の高度化に向けた動きについて

令和5年5月31日に気象業務法および水防法が改正された。

○改正前水防法における洪水予報の概要（水防法第10条、第11条）

国は国指定洪水予報河川（例：野洲川下流）において、県は県指定洪水予報河川（例：野洲川上流、杣川）において、それぞれ洪水予測を行い、気象庁と共同で洪水予報を発表。

※改正前水防法では、国は県指定洪水予報河川の洪水予測情報の提供ができない

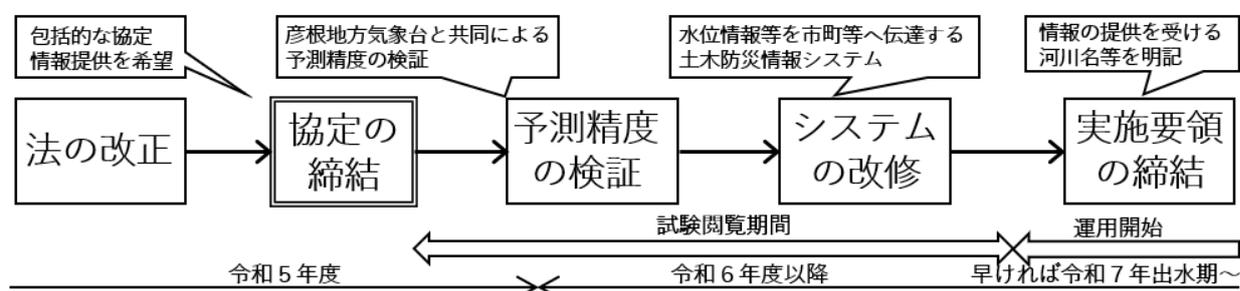
○水防法等の改正概要（水防法第11条の2を新設）

国土交通大臣は、都道府県知事の求めに応じ、国指定河川の水位を予測する過程で取得した都道府県指定河川の予測水位情報を提供することが可能になった。

○本県の対応

洪水予測の高度化に取り組まれている国の予測水位情報を活用することで、県指定河川の洪水予測精度の向上に期待できることから、国からの情報提供を希望することとし、6月9日に協定を締結。

○今後のスケジュール



本県が洪水予報を行っている一級河川6河川のうち、令和5年度は、野洲川上流、杣川、琵琶湖の3河川について、国の予測水位情報の提供を受け、彦根地方気象台と共同による予測精度の検証を行う予定。

姉川、高時川、日野川の残る3河川については、国のシステム改良が完了し次第、予測水位情報の提供を受ける予定。

今年の通常国会における水防法等の改正を受け、 国の予測水位情報を提供するための協定を 21 府県と締結しました

都府県が洪水予報を行っている一級河川 76 河川のうち
まず 19 河川において洪水予報の早期化に向けた取り組みがスタート！

- ・「気象業務法及び水防法の一部を改正する法律」が令和5年5月 31 日に公布されました。都道府県が洪水予報を行う一級河川において、国の予測情報を活用することにより、より早期の洪水予報が可能となります。また、現時点においては都道府県が洪水予報を行っていない河川においても、今後は国の予測情報を活用して、洪水予報を行えるようになります。
- ・これを踏まえ、国の予測情報を提供するための協定を、6月末までに 21 府県の知事と各地方整備局長との間で締結しました。今後、他の都道県においても協定締結に向けた調整を進めていきます。

<協定を締結した府県> 合計 21 府県(19 河川)

青森県(2河川)、岩手県、山形県、群馬県(1河川)、埼玉県(3河川)、神奈川県(1河川)、新潟県(1河川)、長野県(1河川)、岐阜県(1河川)、愛知県、三重県、滋賀県(3河川)、京都府(3河川)、大阪府(1河川)、鳥取県、島根県(1河川)、岡山県(1河川)、広島県、福岡県、佐賀県、熊本県

- ※ 現在、一級河川の洪水予報を行っている都府県数・河川数：全国22都府県・76河川
()内は、現時点で国からの情報提供が可能な、府県が洪水予報を行っている河川の数。
()の記載がないものは、現時点で国からの情報提供が可能な洪水予報河川はないものの国の予測情報を提供するための協定を締結した県。

【参考】

○洪水予報河川

水防法に基づき、流域面積が大きく、洪水により重大な損害を生ずるおそれがある河川として指定され、国土交通大臣または都道府県知事が気象庁長官と共同して洪水時の水位を予報する河川です。

○国が提供する予測情報の活用

国では、一級河川の本川と支川を一体で洪水を予測するモデルを令和3年度から導入しました。今般の法改正により、国の予測情報を都道府県が一級河川で行う洪水予報においても活用することが法的に可能となりました。これにより、都道府県が洪水予報を行っていた河川においては、3時間先までの予測により行われていた洪水予報に対して6時間先までの国の予測情報を活用することで、より早い段階から洪水予報を出すことが可能となるとともに、これまで洪水予報が行われていなかった都道府県管理の一級河川の洪水予報が可能となります。

問い合わせ先

水管理・国土保全局 河川環境課 河川保全企画室 木村・明田
代表：03-5253-8111（内線：35462・35465）、直通：03-5253-8447